

犬の予防注射(狂犬病予防注射)はお済みですか?

狂犬病予防注射については、毎年1回受けることが義務付けられています。

未接種の犬の所有者は、必ず、未接種の犬に予防注射を接種してください。

なお、集合接種日以外、動物病院でも予防注射は接種できます。(個別料金有)

【狂犬病予防注射について】

- 1 対象犬 生後91日以上の犬
- 2 集合注射日程 裏面のとおり(どの地域、どの場所でも注射は受けられます。)
- 3 注射料金等 1頭につき3,400円(注射料2,850円、注射済票交付手数料550円)
- 4 その他
 - (1) 狂犬病予防注射が未接種の犬の所有者(犬登録済み)には、個別に通知書(ハガキ)を発送しています。必ず、通知書(ハガキ)をご持参ください。
 - (2) 新たに犬を飼った場合は、1頭につき登録料3,000円(別途)が必要です。
 - (3) 登録料や注射料金等は、おつりが出ないようお願いします。
 - (4) 注射場所や移動中での犬のウン等の処理は、犬の所有者で後始末をしてください。
 - (5) 次の場合、本庁市民生活課または各支所地域振興課で手続きをお願いします。
 - ①犬の死亡や所有者の変更が生じた場合(犬の鑑札や注射済票必要)
 - ②市外の動物病院等で予防注射を受けた場合
(動物病院発行の「狂犬病予防注射済証」と注射済票交付手数料550円必要)
 - (6) 新型コロナウイルス感染防止対策のため、狂犬病予防注射接種の際、犬の所有者は、マスク等の着用をお願いします。

犬の登録や狂犬病予防注射を受けた犬には、次の証明を発行します。

	犬鑑札	登録をした犬は、鑑札を発行します。 飼われている犬が行方不明になったときに、 所有者を特定できます。 首輪等に装着してください。
	狂犬病予防 注射済票	狂犬病予防注射を接種した犬には、 「狂犬病予防注射済票」を発行します。 (令和3年度は青色) 犬鑑札と一緒に首輪等に装着してください。
	狂犬病予防 注射済シール	狂犬病予防注射を受けた証明(シール) です。(令和3年度は青色) 玄関など、人目につきやすいところに 貼ってください。

【お問合せ先】

日置市市民福祉部市民生活課自然環境係
電話 248-9414 (内線1147)



令和3年度狂犬病予防注射集合接種（脱漏）日程

以下のとおり、日程計画をお知らせいたします。どの日程・場所でも狂犬病予防は接種できます。
ご都合が合わない場合、最寄りの動物病院にて狂犬病予防注射は接種できます。

日置市

月日（曜日）	地域	場所	時間帯
11月16日（火）	伊集院	立野自治公民館	13時15分から13時20分
		朝日ヶ丘自治公民館	13時30分から13時35分
		上方限自治公民館	13時50分から13時55分
		向江町自治公民館	14時05分から14時10分
		伊集院地区公民館駐車場	14時20分から14時30分
		飯牟礼大下自治公民館	14時40分から14時50分
		妙円寺中央公園	15時10分から15時30分
		徳重神社境内駐車場	15時40分から15時45分
11月17日（水）	吹上日吉	吹上中央公民館（駐車場南側）	8時50分から9時05分
		吹上地区公民館	9時15分から9時25分
		中和田自治公民館	9時40分から9時45分
		南湯之元自治公民館	10時00分から10時05分
		大園石油スタンド前	10時15分から10時20分
		永吉地区公民館	10時35分から10時50分
		中区自治公民館	11時00分から11時05分
		日置市役所日吉支所（駐車場西側）	11時15分から11時30分
11月18日（木）	東市来	農協（旧）上市来支所	9時00分から9時10分
		皆田地区公民館	9時25分から9時35分
		湯田地区公民館前広場	9時50分から10時10分
		伊作田地区公民館	10時25分から10時35分
		東郷茂徳記念館前広場	10時50分から11時00分
		鶴丸地区公民館	11時15分から11時30分
11月18日（木）	伊集院	清藤自治公民館	13時15分から13時20分
		下土橋自治公民館	13時25分から13時30分
		竹之山自治公民館	13時40分から13時45分
		中川自治公民館	14時00分から14時05分
		つつじヶ丘自治公民館	14時20分から14時30分
		麦生田中央自治公民館	14時40分から14時50分
		下神殿自治公民館	15時00分から15時10分
		野田自治公民館	15時20分から15時25分
11月20日（土）	全域	妙円寺中央公園	15時35分から15時45分
		日置市役所本庁（西側駐車場）	13時30分から14時00分
		日置市役所吹上支所（駐車場東側）	9時10分から9時30分
11月21日（日）	全域	日置市役所日吉支所（駐車場西側）	10時00分から10時10分
		日置市役所東市来支所（北側駐車場）	10時40分から11時00分

考え方

猫の正しい飼い方のこと

~地域社会の中で人も動物も共に暮らしていくために~

ご近所に迷惑をかけていませんか？

猫の飼い主の皆様へ

飼い主が知らないところでトラブルが起きているかもしれません。



よその家の庭・畑で
うんちやおしつこをする



ケンカや発情期の
鳴き声がうるさい



花壇や畑を荒らす

- そのほかにも…
・ゴミを荒らす
・爪で車を傷つける
・家の中に勝手に入っ
てくる など

猫に多いトラブルを防ぐために飼い主が守るべきこと

✿ 室内で飼いましょう

猫のトラブルの多くは屋外に猫を放つことに起因しています。ご近所に迷惑をかけるだけでなく、交通事故に遭う、猫の伝染病にかかる、予期せぬ繁殖など、危険がいっぱいです。



✿ 不妊・去勢手術をしましょう

猫は繁殖力がとても強い動物です。メスは1歳にもならないうちに繁殖を始め、1年に2～3回も発情がありどんどん増えています。オスもマーキングであちこちに尿をかけたり、繁殖期の鳴き声やケンカでご近所の安眠を妨げたりします。



✿ 迷子札をつけましょう

室内で飼っていても、開いた窓やドアからの脱走や、突然の災害で驚いて逃げてしまうことがあるかもしれません。万が一逃げても飼い主がわかるよう、迷子札を付けましょう。



最後まで愛情と責任をもって飼いましょう

ペットが地域社会に受け入れられ、健康と安全が守られて幸せに生涯をおくことができるよう、愛情をもって命終えるまで大事に飼いましょう。

伊集院保健所 衛生・環境係

TEL099-273-2332

日置市市民生活課自然環境係

TEL099-248-9414(内線 1147)

ちょっと待って！ 屋外での猫の複数頭飼育

飼い主であるなしにかかわらず屋外でむやみに猫にエサをやるのは、多くの場合近隣とのトラブルの原因になります。エサを与えるという楽しみだけを享受して、周りの迷惑はしらぬふりというのでは、猫が嫌われるだけで、猫にとっても不幸なことです。

問題点

- ・エサを与えることで周辺から猫が集まる。
- ・不妊去勢していない猫が交配し子猫が生まれる。
- ・交通事故や感染症の集団感染の危険がある。
- ・糞尿、毛の飛散、騒音、物品の破損などの被害が発生する。



「もっと飼いたい？」環境省パンフレットより

✿ 近隣に迷惑をかけないため、猫自身の安全健康のためにも、猫は室内で飼うことが原則です。屋外で飼う場合は不妊去勢手術をし、エサや糞尿の管理もしましょう。

ペットを捨てるのは犯罪です

✿ 犬や猫などの愛護動物を殺したり、傷つけたりしたら、5年以下の懲役または500万円以下の罰金が科せられます。捨てたり、虐待した場合は1年以下の懲役または100万円以下の罰金になります。

✿ 捨てられると動物も近隣住民も被害を受けます。ペットを自然に放つことは、自然環境の破壊につながります。

犯罪です。



動物の遺棄・虐待は

環境省・警察庁ポスターより

猫でお困りの方へ

✿ 猫が寄ってこないようにするには…

- ・強い臭いのするものを置く。(洗剤、酢、香水、忌避剤など)
- ・デコボコしたものを置く。(猫は足場がわるいところは嫌いです。)
- ・家の周囲を片付ける。(段ボールなど猫がくつろげる物を置かない。)
- * 処分などの目的で勝手に猫を捕獲することは虐待にあたることから、保健所、市役所では猫の捕獲はしていません。



人と動物の共生をめざして

回覧

里親制度をご存じですか？ ～子どもたちの里親となってくださる方を求めていきます～



子どもが明るく健やかに成長していくためには、温かい家庭が大切です。

県では、子どもの養育に理解と熱意、そして豊かな愛情をお持ちの方を里親として登録し、保護の必要な子どもの養育をお願いしています。

里親制度とは？

親の事故や病気などさまざまな事情により自分の家庭で暮らすことのできない子どもを、家族の一員として家庭に迎え入れ、児童福祉法に基づいて養育してくださる方（里親）に、養育をお願いする制度が「里親制度」です。

※里親は4種類に分類されています。特別な資格は必要ありません。

養育里親	保護者のいない、または保護者が養育することが適當でない子どもを養育する里親
専門里親	虐待を受けたり、障害があるなど専門的な援助が必要な子どもを養育する里親（一定以上の養育里親としての経験等が必要）
親族里親	実親が死亡、行方不明などの子どもを祖父母など扶養義務のある親族が養育する場合の里親
養子縁組里親	養子縁組により養親となることを前提に養育する里親

里親になるためには・・・

- ① まずは児童相談所に相談
- ② 研修を受講
- ③ 里親登録に申し込み
- ④ 里親の認定・登録
- ⑤ 里親として養育開始



「里親制度説明会（日置市会場）」にいらっしゃいませんか？

日 時：令和3年11月29日（月）

夜の部 17時～（1時間程度）

場 所：日置市中央公民館

（日置市伊集院町郡一丁目100番地）

内 容：① DVDによる紹介（10分）

② 概要説明（50分）

③ 個別相談（説明会後に希望者のみ）

※コロナウイルス感染予防のため、マスク着用のうえご来場ください。



県中央児童相談所（地域支援指導課里親推進班）

〒891-0175 鹿児島市桜ヶ丘6丁目 12番 TEL 099-264-3003

児童養護施設 南さつま子どもの家 里親支援専門相談員（幸福）

〒897-0003 南さつま市加世田川畑 5630 TEL 0993-52-1131

里親制度 Q & A

Q1 里親とは養子をとることですか？

A 里親制度は4種類に分類されています。そのうち養子縁組を前提としているのは、養子縁組里親の場合は、養育里親など他の里親の場合は、養子縁組は行わず、必要な期間子どもの養育を行います。

Q2 里親になるための要件は？

A 里親になるためには特別な資格や経験は必要ありませんが、おもな要件として以下のものがあります。

- ・子どもの養育についての理解や熱意、愛情を持っていること
- ・心身ともに健康であること
- ・必要な研修を修了していること
- ・里親になることを家族が同意していること
- ・里親希望者および同居人が欠格事項（禁固以上の刑を受けた者、児童虐待を行った者など）に該当しないこと
- ・最終的には、子どもを安定して養育することができる環境かどうか、県の社会福祉審議会で総合的に判断します。

Q3 どんな人が里親をしていますか？

A 年齢も職業も様々です。里親さんの中には、十数年のベテランの方もいらっしゃいます。ただし、養子縁組里親の場合は、子どもとの年齢差を考慮されます。

Q4 共働きでもかまいませんか？

A 基本的にはかまいません。しかし、子どもによっては、里親との安定した関係をつくるためにじっくりと養育できる態勢の整った里親さんに限定される場合があります。

Q5 単身でも里親になれますか？

A 基本的には可能です。知識、経験をもっているなど、児童を適切に養育できると認められる方であれば、必ずしも配偶者がいなくても里親になれます。

Q6 養育にかかる費用はどうなりますか？

A 子どもにかかる生活費、教育費、医療費などが公費で支給されます。また、養育里親には里親手当も支給されます。

Q7 養育に悩んだら相談できますか？

A 子どもを養育する上でのお悩みは、児童相談所の担当者にご相談ください。また、児童相談所だけでなく、県里親会など里親さん同士の交流会で養育の悩みや喜びを共有したり、児童養護施設や乳児院の里親支援専門相談員（県内16カ所配置）に相談することもできます。

Q8 登録すれば必ず子どもが委託されますか？

A 里親制度は、「子どもにとって一番適切な養育者をさがす」制度といえます。登録後、すぐに出会いがある場合も、会えるまでにかなりの時間がかかる場合も、残念ながら会えない場合もあります。

Q9 何かあったときの保険はありますか？

A 万一、養育中の子どもに事故があったり、事故を起こして里親に賠償責任が生じた場合に備え、県や里親会で「里親賠償責任保険」に加入しています。この費用は県が負担しています。

令和4年度保育所等利用申し込みのご案内

令和4年度保育所等の利用申し込みを次のとおり受け付けます。保育所等の利用を希望される方は、この案内をよくお読みになり、お子さまと一緒に保育施設の見学等をしてからお申し込みください。

保育所及び認定こども園（保育所機能）（以下これらを「保育所等」といいます。）は、保護者（母親、父親、同居の祖父母等）が保育を必要とする事由に該当する場合に利用できます。

幼児教育や集団生活に慣れさせるためという理由だけでは、保育所等を利用することはできません。

1 保育所等について

(1) 保育所

保育を必要とする事由がある保護者に代わり、0歳から小学校就学前までの児童を保育する児童福祉施設です。

(2) 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。保護者の就労状況等によらず利用することができる部分もあり、就労状況等が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用することが可能です。

2 保育の必要性の認定

保育所等の利用を希望する場合は、保育の必要性の認定（以下「保育認定」といいます。）を受けていただく必要があります。

(1) 保育を必要とする事由

保育認定を受けられるのは、保護者全員が次のいずれかの事由に該当し、かつ、家庭において児童を保育することが困難な場合です。

項目番号	保育を必要とする事由		保育必要量	
			保育標準時間	保育短時間
1 就労	1か月120時間以上 1か月48時間以上120時間未満		○	○
2 妊娠・出産			○	
3 保護者の疾病・障がい			○	○
4 同居親族等の介護・看護			○	○
5 災害復旧			○	
6 求職活動				○
7 就学	1か月120時間以上 1か月48時間以上120時間未満		○	○
8 虐待やDVのおそれ			○	
9 育児休業の間の継続利用				○
10 市が認める前各号に類する状態にあること			○	○

※項目3、4、10の保育必要量については、各家庭の状況により個別に判断します。

(2) 保育を利用する時間

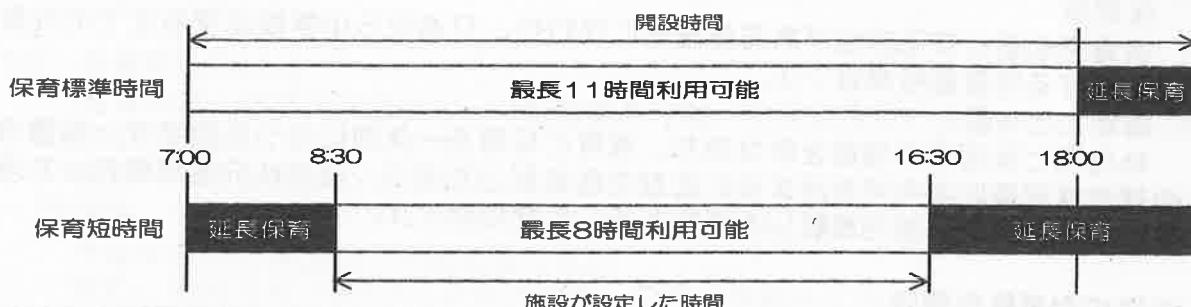
保育認定を行うと同時に、保育必要量の認定を行います。

保育必要量には、保育標準時間と保育短時間の2種類があり、保護者の保育を必要とする事由により認定します。

なお、保育標準時間と認定される方であっても、保育短時間の認定を希望される場合は、保育短時間として認定できます。

保育必要量	保育を利用できる時間	認定例
保育標準時間	1日に最長11時間	<ul style="list-style-type: none"> 両親が就労（月120時間以上） 父親が就労（月120時間以上）、母親が妊娠、出産することにより保育することができない場合
保育短時間	1日に最長8時間	<ul style="list-style-type: none"> 両親又はいずれかがパートタイムの就労（月48時間以上120時間未満） 両親の1人は就労しているが、もう1人が求職活動を行い保育することができない場合

【保育を利用できる時間のイメージ】



※各施設によって延長保育の時間等は異なります。

(3) 保育認定の有効期間

保育を必要とする事由	保育認定の有効期間 (保育施設の利用可能期間)
就労 保護者の疾病・障がい 同居親族等の介護・看護 災害復旧	当該児童の小学校就学前まで
妊娠・出産	出産日から8週を経過する日の翌日の属する月の末日まで (児童の小学校就学前までの方が短い場合その期間)
求職活動	有効期間の開始日から90日を経過する日まで (児童の小学校就学前までの方が短い場合その期間)
就学	保護者の卒業予定日まで (児童の小学校就学前までの方が短い場合その期間)
その他	市長が必要と認める期間 (児童の小学校就学前までの方が短い場合その期間)

※児童が満3歳未満の場合、有効期間は、児童が満3歳に到達する前日までとなります。この場合、満3歳到達後に新たな支給認定証を送付します。

※保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、有効期間内であってもその時点で終了します。

3 利用申込みの対象となる児童

利用申込みの対象児童は、日置市に居住する0歳から満5歳まで（令和4年4月1日時点の年齢）の児童です。

※日置市以外に居住する児童が本市内の保育所等の利用を希望する場合は、居住地の市町村へお申し込みください（申込用紙等は、居住地の市町村へお問い合わせください。）。

4 申込方法

日置市役所福祉課子ども福祉係又は各支所地域振興課福祉係に準備してある「支給認定申請書兼保育施設等利用申込書」に必要事項を記入し、保育を必要とする状態を証明できる書類を添付して保護者が直接お申込みください。

保育を必要とする状態を証明できる書類

保育を必要とする事由	必 要 書 類	内 容
就労(就労予定)	就労証明書	勤務先(予定先)等で、就労時間、就労日数等を詳しく証明してもらった上で提出してください。状況が変わった場合、必ずその都度再提出してください。
妊娠・出産	母子手帳の写し 又は妊娠証明書等	産前6週(多胎児は14週)から産後8週までの間で、妊娠又は出産により体調がすぐれないなど、児童の保育ができないことが条件になります。
疾病	診断書(市指定様式)	病気により、児童の保育ができないことがわかる医師記入の診断書を提出してください。
障がい	診断書(市指定様式)、身障者手帳、療育手帳等の写し	障がいにより、児童の保育ができない場合に提出してください。 (階層によっては減免があります。)
同居親族等の介護・看護	介護等を必要とする方の診断書等	常時介護・看護・付き添いが必要であることがわかる医師記入の診断書を提出してください。
災害復旧	罹災証明書	
求職活動	ハローワークの登録証等	求職活動のため、児童の保育ができないことが条件です。
就学	在学証明書 就学時間の分かる書類	就学時間が月48時間以上であることが条件です。

※書類提出後、記載事項(勤務先・住所・世帯構成等)に変更が生じる場合や税額等に変更があった場合は、必ず届け出てください。

5 利用申込みに必要な書類

- (1) 支給認定申請書兼保育施設等利用申込書(全ての方)
- (2) 保育を必要とする状態を証明できる書類(全ての方)
※同じ住所にお住いの65歳未満の方(父母含む)全員分が必要です。
- (3) 誓約書(全ての方)
- (4) 税額を証明するもの(状況に応じて必要)
- (5) その他必要とする書類(状況に応じて必要)

6 申込みの受付期間及び時間

- (1) 第1期(令和4年4月1日利用申込分)
令和3年10月22日(金曜日)から令和3年11月30日(火曜日)まで
- (2) 第1期以降は、令和4年4月1日利用申込みは随時受付けとなります。
- (3) 年度途中の入所は、入所希望日の2か月前から受付けを行います。
- (4) 受付時間は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く、午前8時30分から午後5時までとなります。

7 受付場所

日置市役所福祉課子ども福祉係又は各支所地域振興課福祉係
認定こども園の幼稚園機能の利用については、園に直接お申し込みください。

8 利用決定のお知らせについて

利用決定通知書等を自宅へ送付します。なお、認定事務が集中するために時間を要することから、通知書は2月末に送付します。

9 保育所等利用決定後の辞退・退所について

- (1) 利用決定後に利用を辞退される場合は、必ず「辞退届」を日置市役所福祉課子ども福祉係又は各支所地域振興課福祉係へ提出してください。
- (2) 利用後退所される場合は、退所予定日1週間前までに、日置市役所福祉課子ども福祉係又は各支所地域振興課福祉係に「退所届」を提出してください。
なお、提出が遅れた場合、その日数分の保育料をいただすことになりますのでご注意ください。

10 保育料について

保育料は、保育必要量の区分（保育標準時間、保育短時間）及びその世帯の市町村民税課税額により決定します。

保育料の切替時期については、4月から8月までが前年度の市町村民税額に基づく保育料、9月から3月までが当年度の市町村民税額に基づく保育料となります。

※毎年9月が保育料の切替時期です。

また、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、すべての世帯の3歳～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児は保育料が無償化されます。

11 保育料の決定に必要な書類

保育料の決定については、保護者の市町村民税課税額を確認するために、市町村民税の課税台帳を閲覧します。

ただし、課税台帳の閲覧には、個人番号が必要となりますので、申込みの際に必ず個人番号の記載をお願いします。また、当該年度の収入申告がされていない方については、申告が必要な場合があります。現在、同居している祖父母についても同様の場合、記載が必要となります。

12 保育料の納入

保育所の保育料は、「保育料納入通知書」により、最寄りの指定金融機関・コンビニエンスストア等で納入していただくか、「口座振替」によって納入していただきます。口座振替の申込みは、各金融機関でお願いします。

認定こども園及び幼稚園の保育料については、施設の定める方法で、各施設に納入してください。

13 その他

保育を必要とする事由に該当しなくなった場合には、保育認定を取り消されことがあります。保育認定を取り消されると、保育所等の利用ができなくなります。

やむを得ず休園した場合又は自己都合により登園できなかった場合は、保育料は日割計算されませんので、あらかじめご了承ください。

利用後、申込書の記載事項（勤務先・住所・世帯構成等）に変更が生じる場合や税額等に変動があった場合は、必ず日置市役所福祉課子ども福祉係又は各支所地域振興課福祉係に届出をしてください。

お問合せ先

日置市役所福祉課子ども福祉係	電話 248-9416
東市来支所地域振興課福祉係	電話 274-2113
日吉支所地域振興課福祉係	電話 292-2113
吹上支所地域振興課福祉係	電話 296-2113

11月

図書館だより

令和3年10月25日
日置市立図書館

班回覧

開館時間

《中央図書館》
午前9時～
午後7時

《ひよし図書館》
午前9時～
午後6時
(土・日・祝日は午後5時)

《東市来図書館》
午前9時～
午後6時
(土・日・祝日は午後5時)

《ふきあげ図書館》
午前9時～
午後6時
(土・日・祝日は午後5時)



最新の情報
は、日置市
立図書館HP
は、こちらの
QRコードか
らどうぞ

図書館システムが使用できないため、11月6日（土）は、市内4館とも臨時休館いたします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

中央図書館 11月 休館日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

中央図書館 ☎ 273-6886

ひよし図書館 11月 休館日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

ひよし図書館 ☎ 292-2001

東市来図書館 11月 休館日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

東市来図書館 ☎ 274-9610

ふきあげ図書館 11月 休館日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

ふきあげ図書館 ☎ 245-1711

★おはなし会★

※11月6日(土) 10:30～ どうおはなし会は、臨時休館の為お休みです。

11月10日(水)・24日(水) 10:30～ むぎばたけおはなし会

11月27日(土) 10:30～ みつばち文庫のおはなし会

★ブックスタート★

11月19日(金) 6～8か月児健診にて(中央公民館)

★図書館友の会★

11月30日(火) 9:30～11:30(伊集院地区公民館)

★おはなし会★

11月13日(土) 14:30～ ひよしひまわりおはなし会

★成人読書会★

11月17日(水) 10:00～11:30

★ブックスタート★

11月12日(金) 6～8か月児健診にて(日吉保健センター)

★こけけおはなし会★

※11月6日(土) 10:30～ こけけおはなし会は、臨時休館の為お休みです。

★ブックスタート★

11月10日(水) 6～8か月児健診にて(東市来保健センター)

★おはなし会★

11月6日(土) 10:30～11:00 赤ちゃんのおはなし会
(休館ですが、おはなし会のみ行ないます。)

11月13日(土) 14:00～14:30 職員

11月27日(土) 14:00～14:30 ぽけっとファンタジー

★ブックスタート★

11月12日(金) 6～8か月児健診にて(日吉保健センター)



一般書新着本（一部記載）

* 新着本については、各館にお問合せください。
また、日置市立図書館ホームページ
<http://www.hioki-library.jp/> をご覧ください。
4館どこからでも、取り寄せ、予約できます。

所蔵館 中：中央図書館 ひ：ひよし図書館 ふ：ふきあげ図書館 東：東市来図書館

書名	著者名	所蔵館
アガワ流生きるピント	阿川 佐和子	中・ふ・東
invert 城塙翡翠倒叙集	相沢 沙呼	中・ふ
うちで作るチャーハンがウマい！	佐藤 樹里	中・東
英語でオノマトペ表現 日本語の豊かな擬音語擬態語を英語でこう言う	ルーク・タニクリフ	東
カラスの祈り	吉川 英梨	中
霧をはらう	雲井 優介	中
身体を痛めない介護術 4つの原則で極める！	岡田 慎一郎	中・東
70歳からのゆる~い筋トレ＆ストレッチ 気持ちいいから続けられる	山口 晃二	東
ハギレ活用BOOK かわいいポーチと布小物	日本ヴォーグ社	ふ
旗の大図鑑 国旗から信号旗・レース旗・海賊旗まで	エリザベト・デュモンニル・コルネク	東
ヒロシマを暴いた男 米国人ジャーナリスト、国家権力への挑戦	レスリー・M.M.ブルーム	ふ・東
マスクをしても「通る声」をつくる！声のプロが教えるすっきり3分音読	庄野 俊哉	ふ
身近な人の突然死・寝たきりを防ぐ心臓と脳の正しいケア	鉢 裕和	ふ・東
MINIATURE LIFE at HOME	田中 達也	ふ
#若者の本音図鑑 その言動には理由がある！	椎名 雄一	ふ



児童書新着本（一部記載）



書名	著者名	所蔵館
生きる力ってなんですか？ ピンチを乗り越える斎藤メソッド	斎藤 孝	ふ
お仕事図鑑300 「好き」から未来を描く	16歳の仕事塾	東
かいいけつゾロリのゾワゾワゾクゾクようかいまつり	原 ゆたか	中・ふ・東
宿題ファイター	よしなが こうたく	中・ふ・東
地球一周!世界の国ぐに大図鑑	アンドレア・ミルズ	ふ
東京2020オリンピック・パラリンピック公式競技図鑑	KADOKAWA	ふ・東
日本の鉄道路線と車両の大図鑑 JR編	櫻井 寛	東
はじめてのおさいほうBOOK 手ぬい編 カラフル手ぬぐいやハンカチを使ってチクチク！	高橋 恵美子	ふ
ほんとうはびっくりな植物図鑑 ありふれた草花の秘密がおもしろい！	石井 英男	中・東
ぼくは川のように話す	シドニー・スミス	中・ふ・東

一般書貸出ベスト（10月1日現在）



児童書貸出ベスト（10月1日現在）

書名	著者名	書名	著者名
1. 心淋し川	西條 奈加	1. あきらがあけてあげるから	ヨシタケ シンスケ
2. アガワ流生きるピント	阿川 佐和子	1. いっぱいしこちよこちよ	とよた かずひこ
2. 「大家さんと僕」と僕	矢部 太郎	1. 100かいだてのいえ	いわい としお
2. クスノキの番人	東野 圭吾		
2. 捜査一課OB	富樫 優太郎		
2. 白鳥とコウモリ	東野 圭吾		



* 図書館で行われる行事 *

□ おすすめの本を紹介する企画展示

図書館では、定期的に企画展示などを行っています。

テーマを決めて、そのテーマにそった本をまとめ、図書館の目立つ場所に展示します。例えば、11月30日は「人生会議の日」とし、最終段階における医療・ケアについて考える日としています。そのような関連した本を並べ、普段より多くの利用者が関心を向けてくれるようにします。ひとりでも多くの利用者に手にとってもらえるよう、それぞれの図書館が工夫を凝らした展示を行っています。展示期間は、中央図書館11月1日(月)～12月28日(火)、東市来図書館10月23日(土)～12月28日(火)、ひよし図書館11月20日(土)～12月10日(金)、ふきあげ図書館11月20日(金)～12月16日(木)です。

参照:『楽しい調べ学習シリーズ 図書館のひみつ』P38



臨時便

日置市体育協会からのお知らせ

日置市教育委員会 日置市体育協会

日置市体育協会では、社会体育の振興に寄与された方、
スポーツで優秀な成績を収められた個人・団体を毎年表彰しています。
今年の体育功労者、優秀スポーツ選手、優秀スポーツ団体を紹介します。

鹿児島県体育協会表彰者

東市来地域	立和名 徳文
伊集院地域	相羽 茂
日吉地域	笠野 雅士
吹上地域	手島 政男

日置地区体育協会表彰者

敬称略

東市来地域	兼 淳一郎	・迫 直美
伊集院地域	米倉 弘二	・吉永 義昭
	佐々木 大	
日吉地域	前屋敷 満	
吹上地域	甲斐 克美	

地域体育功労者

東市来地域	・宮内 貴史(バレー部)	・鉢之原 政弘(水泳部)
伊集院地域	・久保 悅子(ゲートボール部)	・仮屋 豊子(ゲートボール部)
日吉地域	・西原 俊隆(日吉地域体協・相撲部)	・末吉 信孝(グラウンドゴルフ部)
吹上地域	・安藤 よつ子(市スポーツ推進委員)	

優秀スポーツ選手

東市来地域	・下池 翔夢(野球)	・下茂 太貴(ソフトボール)
	・下池 将多郎(陸上)	・濱部 新(陸上)
伊集院地域	・川内 優(剣道)	・西 寿弘(剣道)
	・比良 栄斗(サッカー)	・清水 優萌(陸上)
	・満留 璃菜(ソフトテニス)	・迫田 陽貴(水泳)
		・馬場 友莉菜(陸上)

優秀スポーツ団体

伊集院地域	・鹿児島育英館中学校 軟式野球部	・鹿児島城西高校 空手部
	・伊集院中学校 剣道部	・伊集院中学校 水泳部
東市来地域	・湯田バレーボールスポーツ少年団	
吹上地域	・吹上水球クラブ	



日置市 国保だより

No.2
令和3年
10月25日発行

特定健康診査についてのお知らせ

集団健診 (脱漏)

特定健康診査や人間ドック等受診されていない方は、自分の健康状態を確認するためにも、受診をしましょう！

11月26日（金）、11月27日（土）日置市中央公民館（伊集院）

[受付時間 午前8時から午前10時まで]

※ がん検診を受診の場合のみ事前申し込みが必要です。



集団健診では、胃がん検診・
腹部超音波検査もありますよ！

個別健診

12月24日（金）まで下記、市内協力機関で受けられます。

※ 事前予約のうえ、必ず、受診券と保険証を提示してください。

＜東市来地域＞

樋口クリニック	274-9388	博悠会温泉病院	274-2238
大石医院	274-3211	湯之元記念クリニック	274-2521
湯田内科病院	274-1252	伊作田診療所	274-8480

＜伊集院地域＞

守屋病院	273-3195	黒岩整形外科内科	272-2330
松崎内科ひふ科	272-2468	本庄病院	273-2135
たもつクリニック	246-5850	前原総合医療病院	273-3939
いじゅういん脳神経外科	246-5550	康生クリニック	272-1177
久保内科	272-2527	百花クリニック	272-6601

じんごあん整形外科内科クリニック 272-5151

＜日吉地域＞

みゆきクリニック	246-8707	ひおき診療所	292-2146
----------	----------	--------	----------

＜吹上地域＞

吹上クリニック	296-2711	しいの内科クリニック	299-3111
前原やすしきクリニック	296-6788	山之内クリニック	296-2025
外科馬場病院	296-2611		

お願い

こんなトラブルで治療を受けた方は
届け出が法律で義務化されています！！

けんか
暴力行為
を受けた



他人の
ペットに
咬まれた



他人の打った
ゴルフボール
での負傷



スポーツ中の
故意で悪質
な反則



「第三者行為による傷病届」の提出をお願いします。

交通事故



飲食店等
での
食中毒



介護施設
で介護中
に負傷



レジャー施設
などの
設備欠陥等
での怪我





傷病届を出すことが
健康保険制度の適正な運営
に繋がっています。

左記以外にも歩行者同士の衝突事故や、キャリーバックとの接触事故等様々な事例があります。

自転車事故等の第三者行為によりケガや病気をしたときの治療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。

しかし、加害者に支払い能力がない場合や損害賠償に時間がかかるてしまうときなどには、被害者救済の観点から、必要な治療費を国保が立て替えられるようになっています。

この場合、国保が後日、加害者に対して費用を請求することになります（第三者行為求償事務）が、その際「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、すみやかに提出をお願いします。

提出方法等のお問い合わせ
国民健康保険係 099-248-9421までご連絡ください。



国民健康保険被保険者証に枝番が追加されます。

鹿児島県国民健康保険被保険者証

有効期限 令和4年7月31日

記号 日置 番号 12345678 (枝番) 01

氏名 日置 太郎
生年月日 昭和30年1月1日 性別
適用年月日 昭和30年1月1日
交付年月日 令和3年8月1日
世帯主氏名 日置 太郎
住所 日置市伊集院町都一丁目100番地

保険者番号 460162 交付者名 日置市



世帯単位で付番さ
れていた被保険者
番号を個人単位化
するものです。



お薬手帳を持参しましょう！！

薬の記録を残すことは大事です。病院や薬局に行くときは

お薬手帳を忘れずに持っていきましょう。

医師や薬剤師にみせることで、「薬の重複を避ける」こと

や「飲み合わせの悪い薬を避ける」ことができます。

お薬手帳



柔道整復師・鍼灸師の施術について

柔道整復師（整骨院・接骨院）・鍼灸師の施術には保険証を「使える場合」と「使えない場合」がありますので、受療の際には気をつけてください。

柔道整復師

柔道整復師とは、骨折、脱臼、ねんざ、打撲や肉離れなどの痛みに対して施術を行う専門家です。

柔道整復師による施術は、国民健康保険の使用には制限があり、施術を受ける前にきちんと確認して、正しく施術を受けましょう。

保険証が使える場合

医師の同意がある骨折・脱臼の施術



ねん挫、打撲、挫傷
(肉ばなれ)等で出血を伴わないけが



単なる肩こりや筋肉疲労など



脳疾患後遺症等の慢性病



保険証が使えない場合

仕事中や通勤中に起きた負傷



スポーツなどによる肉体疲労改善



注意その1 負傷原因を正確に伝えてください。

注意その2 病院での治療と重複することはできません。

注意その3 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。

注意その4 療養費支給申請は原則、自分で署名してください。

注意その5 領収書は必ずもらいましょう。

鍼灸師

はり・きゅう・マッサージ等の施術を国民健康保険で受ける場合、医師の同意書または診断書を提出することで、国民健康保険を利用することができます。

はり・きゅうの場合



五十肩



マッサージの場合



お問合せ先

市民福祉部

健康保険課

国民健康保険係

TEL 248-9421 (直通)

東市来支所

地域振興課

TEL 274-2113 (直通)

日吉支所

地域振興課

TEL 292-2113 (直通)

吹上支所

地域振興課

TEL 296-2113 (直通)